



／朝来市／

店舗リニューアル工事助成事業

市内にある店舗のリニューアルを促すことを目的として、市内の施工業者を利用し店舗等の改装工事を行う場合に、経費の一部を補助します。

申請受付期間

令和7年5月26日～令和8年1月30日

(予算の上限に達し次第受付終了)

01 補助対象者

次の要件を全て満たしている者

- ・市内で小売業や飲食業、宿泊業などを経営されている個人、中小企業等
- ・補助を受けようとする工事について、市の他の制度による補助を受けていないこと。
- ・工事を行おうとする物件について、申請時において3年以内に、市から店舗改修などの補助金の交付を受けていないこと。
- ・政治活動や宗教活動を目的とする施設等でないこと。
- ・市税等、市の徴収金を滞納していないこと。

02 施工対象業者

- ・市内に事業所を有する法人
- ・市内に事業所を有する個人で、住民登録されている事業者

03 補助金額

20万円以上（消費税除く）のリニューアル工事に対して30%を補助（上限30万円）※千円未満は切り捨て



朝来市役所

産業振興部 経済振興課

朝来市和田山町東谷213-1 西館2階

平日午前9時～午後5時（土日祝を除く）

電話番号：079-672-2816

補助対象工事一覧



対象となる工事例

- ・内装工事（壁紙張替え、床・壁の改修）
- ・外装工事（外壁塗装等）
- ・空調工事
- ・トイレ改修 ・ 出入口改修
- ・造り付け家具の導入工事 など

工事を伴わない、
単なる部品の交換などは
対象外です。



対象外となる工事例

- ・解体工事
- ・外構工事（当該店舗に係る塀や駐車場等）
- ・併用住宅のうち個人住宅部分の工事
- ・事務用品（タブレットやパソコンなど）、レジ、イスなど

申請手順

依頼施工業者決定

市内施工業者に限り
ます！



市へ補助金交付 申請書類を提出

- （法人・個人共通）
- ・ 図面 ・ 見積書 ・ 同意書
 - ・ 工事予定箇所の写真
（法人）
 - ・ 法人税申告書別表一
 - ・ 法人事業概況説明書
（個人）
 - ・ 確定申告書第一表の写し
 - ・ 青色申告決算書又は月別
売上金額が分かる書類

市から交付決定通知送付

市から交付決定通知が送付さ
れる前に工事を実施されると
対象外となってしまいます！



補助事業終了後にアンケート調査を実施します。
ご協力をお願いいたします。

工事着工



朝来市ホームページ



ご不明点は朝来市ホームページでご確認いただくか、以下連絡先までお問い合わせください。

朝来市役所

産業振興部 経済振興課

朝来市和田山町東谷213-1 西館2階

平日午前9時～午後5時（土日祝を除く）

電話番号：079-672-2816